

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更について

令和5年2月10日現在

情報提供

内容		現在	5類感染症移行後（5月8日以降）	
①患者等への対応	入院・外来の医療費の公費負担	あり	自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切り継続	
②医療提供体制 ①患者等への対応及び ②医療提供体制は 3月上旬を目途に具体的な方針 が示される予定	外来	指定された医療機関 (発熱外来, 診療・検査医療機関)	幅広い医療機関が対応する体制へ段階的に移行	
	入院	感染症指定医療機関, 入院受入医療機関	幅広い医療機関が対応する体制へ段階的に移行	
	入院措置・勧告	あり	なし	
	入院調整	行政が関与	個々の医療機関間で調整する体制へ段階的に移行	
③サーベイランス (発生動向調査)	発生届等	重症化リスクの高い方のみ発生届の提出	定点サーベイランス(法に基づく発生届終了)	
	ゲノムサーベイランス	実施	実施	
④基本的な感染対策 マスクの取扱いに関しては、今 後早期に見直し時期も含め、そ の結果が示される予定	マスクの着用	屋内では基本的にマスクの着用を推奨	個人の判断に委ねることを基本 ※政府はマスク着用が効果的な場面の周知を実施	
	クラスター防止対策	医療機関, 高齢者施設を対象に実施	継続	
⑤ワクチン		引き続き予防接種法に基づき実施。令和5年度の接種方針は国において検討中であるが、必要な接種については自己負担なしの見込み。秋冬の1回接種を基本に、重症化リスクが高い者等にはさらなる追加接種も検討		
⑥水際措置	検疫の措置	検疫感染症として対応	なし	
新型インフルエンザ等対策 特別措置法関連	新型コロナ感染症対策本部	あり	廃止(県対策本部も廃止)	
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針	あり	廃止	
	各種措置	・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などに基づく住民等への外出自粛要請や施設使用制限等 ・薬局等の無料検査事業 など		終了
		・臨時医療施設の設置		今後検討